

電 力 情 報

NO. 69

平成 25 年 2 月 27 日
東 北 電 力 (株)

平成 25 年度の太陽光発電促進付加金に係わる認可等について

当社は、「太陽光発電の余剰電力買取制度^(注1)」による買取費用をお客さまからご負担いただくにあたり、小売規制部門のお客さまにおいて平成 25 年度の電気料金に適用する「太陽光発電促進付加金単価」等を規定した「供給約款等以外の供給条件」について、経済産業大臣に認可申請を行っておりました（平成 25 年 2 月 26 日お知らせ済み）が、本日、申請どおりの内容で認可されました。

また、「託送供給約款以外の供給条件」についても、申請どおりの内容で承認されております。

本日、認可・承認された平成 25 年度の「太陽光発電促進付加金単価」は、従量制供給では以下のとおりです^(注2)。

	平成 25 年度 ^{※1}		平成 24 年度 【現行適用】
電気料金の適用月分	H25/4	H25/5～ H26/3	H24/4～ H25/3
太陽光発電促進付加金単価 ^{※2} (従量電灯の平均的なモデルへの影響額 ^{※3})	4 銭/kWh (11 円/月)	4 銭/kWh (11 円/月)	4 銭/kWh (11 円/月)

※1 平成 25 年 4 月分には平成 24 年度単価を据え置きで適用いたします。平成 25 年 5 月分～平成 26 年 3 月分の 11 ヶ月分は、経済産業省告示に基づき算定した結果、前年度と同額となったものです。

※2 消費税等相当額を含みます。

※3 従量電灯の平均的なモデル(契約電流 30A、使用電力量 280kWh)により算定しております。

なお、自由化部門のお客さまの電気料金に適用する太陽光発電促進付加金単価も同一となります。

(注1) 平成 21 年 8 月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(いわゆる「エネルギー供給構造高度化法」)等に基づき国が導入した制度であり、同年 11 月より平成 24 年 6 月まで当該制度に基づき太陽光発電(余剰電力)の買取を行っておりました。なお、平成 24 年 7 月からは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(いわゆる「再生可能エネルギー特別措置法」)に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により買取を行っております。

(注2) 定額制供給におきましても、「供給約款等以外の供給条件」に基づき太陽光発電促進付加金をご負担いただきます。

以 上